



# おきなわ宿泊事業者 感染防止対策等支援事業



宿泊事業者が行う感染防止対策および  
新たな需要に対応するための経費を補助します。

## 1. 対象者

下記の要件を全て満たしている沖縄県の宿泊施設

- ① **旅館業法に基づく営業の許可を受けた宿泊施設であること。**  
(ただし、店舗型性風俗特殊営業を営む宿泊施設は除く。)  
※住宅宿泊事業法や国家戦略特区法に根拠を有する民泊は対象外となります。
- ② 補助金の申請日より前に開業し、営業の実態があること。
- ③ 補助金交付後においても営業を継続する意思があること。
- ④ 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。
- ⑤ 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- ⑥ 「暴力団排除に関する規定」を遵守し、本件に係る沖縄県警察本部への照会について、予め承諾すること。

### 不正受給は犯罪です。

書類の偽造により、公金を詐取しようとする不正受給は詐欺罪(刑法第246号)に当たります。

## 2. 補助対象経費及び補助額

- 補助対象経費
- (1) **新型コロナウイルス感染防止対策に要する経費**  
補助対象経費例:サーモグラフィー、検温器、マスク、フェイスシールド、消毒液など
  - (2) **新たな需要に対応するための取組に要する経費**  
補助対象経費例:ワーケーションルーム用のWiFi新增設工事、施設内のバリアフリー化など  
※補助対象経費は税抜額にて申請となります。

補助対象期間 **令和2年5月14日から令和3年12月15日**

**1 施設当たり補助対象経費の1/2**とし、かつ、下記区分の上限額の範囲で補助します。

補 助 額	客室数	1~10室	11~20室	21~30室	31~40室	41~50室	51室以上
	上限額		100万円	150万円	200万円	300万円	400万円

申請受付期間 **令和3年9月13日から令和3年11月15日**  
予算に限りがあるため、申請は速やかにお願いいたします。9月上旬より事業者向け説明会の実施を予定しております。

実績報告期間 **申請受付審査後から令和3年12月28日**  
※補助対象経費を支払ったことを証明する書類の写し(領収書、納品書、契約書等)をご提出いただく必要があります。ご準備くださいますようお願いいたします。

## 3. 申請方法



申請者(宿泊事業者)

事務局

(1) 補助金交付申請

(2) 補助金交付申請受領 (3) 申請書類の審査

(5) 通知書の受領

(4) 交付決定もしくは不交付決定

(6) 実績報告

(7) 実績報告受領 (8) 実績報告の審査

(10) 通知書の受領

(9) 額の確定通知 必要な場合、現地検査

(11) 請求書提出

(12) 請求書受領確認後入金

お問い合わせ先

### おきなわ宿泊事業者感染防止対策等支援事業事務局

(一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー内)

〒901-0152 沖縄県那覇市宇小禄1831番地1 沖縄産業支援センター4階

TEL:098-995-8846(コールセンター) E-mail:oki-shukuhaku@ocvb.or.jp

本事業の詳細については、「おきなわ宿泊事業者感染防止対策等支援事業ホームページ」よりご確認ください。



おきなわ宿泊事業者感染防止対策等支援事業 検索